

給付費の返還が必要となる場合

次のような場合については本来、請求権が発生しないと考えられ、給付費の全額返還もあり得るので、十分留意すること。

- ① 事業者指定当初から人員基準を満たしていなかった場合。（虚偽の指定申請）
- ② 人員基準はあるが減算の規定がないサービス提供責任者等の職種について、実地指導等の際に人員基準違反が確認され、改善の指導を行ったにもかかわらず、指導に従わず改善されていない場合。
※ 必要となる職種に対して、全く人員を配置していない場合には、原則、最初に確認された時点で全額返還を指示する。
- ③ 実地指導等において、減算規定がある生活支援員等の職種の人員基準違反が確認され、自主返還が生じた事業所であって、指導に従わず改善されていない場合。
※ 必要となる職種に対して、全く人員を配置していない場合には、原則、最初に確認された時点で全額返還を指示する。
- ④ 給付費請求の根拠となる個別支援計画が未作成（パソコン等で作成は確認できるものの、計画を本人に説明しておらず、渡していない場合も同様）又は運営基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の手続を適切に行っていないことが確認された場合。

【その他給付費返還を求めた事例】

- 行動援護における支援計画書が未作成であるにもかかわらず、未作成減算の適用がなされていなかった。
- 就労継続支援A型の基本報酬の算定が誤っていた（新規指定の事業所においては、初年度の評価点は「80点以上105点未満」とみなして基本報酬を算定しなければならないが、それより上位の報酬単価で請求していた）。

※ 悪質なケースは、不正利得の徴収として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項に基づき、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるとともに、詐欺罪（刑法第246条）に該当する場合には告発を行う。
その他、度重なる指摘を行っているにも関わらず、組織として改善の傾向が見られない場合、行政処分を行う場合がある。

◎刑法

（詐欺）

第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。